

小千谷市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

小千谷市地域公共交通協議会規約の一部を次のとおり改正する。

1 改正理由

これまで、道路運送法に基づく小千谷市地域公共交通協議会を設置していたが、令和4年4月13日に法定協議会を立ち上げたことにより、道路運送法に基づく協議会は廃止となった。

これにより、法定協議会で道路運送法に基づく協議を行うことを規約に明記する必要がある旨のご指摘を国土交通省よりいただいたため、第3条第2項及び同条第3項に道路運送法の文言を明記するもの。

2 新旧対照表

別紙のとおり

小千谷市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、</u>地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。</p> <p>(3) <u>道路運送法に基づき、</u>自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和4年6月 日から</u></p> <p><u>施行する。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。</p> <p>(3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

小千谷市地域公共交通協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会の名称は、小千谷市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号（以下「法」という。））第1条に規定する目的を達成すること、及び地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（業務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。
- (3) 道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (4) 協議会の運営に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、小千谷市城内1丁目13番20号小千谷市役所分庁舎内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第6条 協議会に、次の委員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

- 2 会長は、小千谷市副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
- 4 監査員は、会長が委員の中から任命する。
- 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(委員 の 任期)

第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
- (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、小千谷市観光交流課内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議 の 運営)

第10条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定により報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円

滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

8 協議会は、会長の判断により、書面または Web 会議システムによる開催とすることができる。

(分科会)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 協議会の予算は、小千谷市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。

5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。

6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

7 協議会の出納は、会長が行うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 13 条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、小千谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年小千谷市条例第 11 号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	委員
法第6条第2 項第1号の委員	小千谷市副市長
法第6条第2 項第2号の委員	越後交通株式会社 小千谷営業所長 小千谷ハイヤー協会 事務局長 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画戦略室長 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 小千谷市 建設課長
法第6条第2 項第3号の委員	新潟県小千谷警察署 交通課長 西小千谷地区町内会長協議会長 東小千谷地区町内会長協議会長 真人地区町内会長協議会長 片貝町協議会長 学識経験者 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 新潟県長岡地域振興局 地域振興監 日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会小千谷支部 事務局長

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月 日

(名称) 小千谷市地域公共交通協議会

(代表者) 会長 大塚 良夫

生活交通確保維持改善計画の名称
令和5年度小千谷市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小千谷市は新潟県のほぼ中央に位置し、長岡市および魚沼市へ通じるJR上越線小千谷駅から西小千谷本町を軸に、市域内の広範に路線バス、乗合タクシー、コミュニティバスで構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通網については、小千谷総合病院を中心とした医療機関への通院、中心市街地の本町や東小千谷商店街から小千谷駅へ接続し、市内に2校ある高等学校への通学や通勤など、重要な日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者や高校生等を中心に、生活に必要不可欠な交通手段となっている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、バス事業収支の悪化により、運行継続のための行政負担が増加している状況の中、平成31年3月に「第4次小千谷市生活交通確保計画」を策定し、公共交通を維持している状況である。</p> <p>平成29年4月1日に、市内に2つあった総合病院が統合し、中心市街地から郊外へ移転したことに伴い、バス路線の大幅な見直しを実施した。地域内路線については、新病院乗入れ経路に変更したが、地域間を運行する基幹路線については、一部が病院へ乗入れる他は、乗継が必要である。また、市街地から西部に抜けた若葉地区では土地区画整理事業により住宅建設が進んでいるが、若葉地区を含め郊外を走る基幹道路国道117号沿線は、公共交通空白地帯となっていた。そのため、東小千谷地区～西小千谷地区の市街地を横断する形で運行していたシャトルバスを、新病院及び空白地帯となっていた国道117号に延伸することで市街地から郊外を循環する形で運行し、基幹路線からの新病院への乗継および公共交通空白地の解消を実現することで、将来に渡り安定した公共交通の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支率18%以上の確保（令和3年度実績における経常収支率14%） ・ 月間利用者数1,500人以上の維持 （令和2年10月～令和3年9月の月平均1,210人）
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外へ移転した小千谷総合病院への交通手段確保及び基幹路線からの乗り継ぎ ・ 公共交通空白地域の改善 ・ 自動車を運転できない高齢者や学生等の移動手手段確保 ・ 公共施設や中心市街地から郊外大型店を結ぶことによる地域活性化
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線バスや乗合タクシー等の運行経路と運行時刻をまとめた公共交通マップを作成し市内全戸配布（実施主体：市）
- ・広報誌等を活用した利用促進PR（実施主体：市）
- ・道の駅入館ポイントサービスの導入（実施主体：市及び運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

○運行システムの概要：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり

路線名：循環バス（内外回り）

運行内容：4便×2（内外回り）＝計8便／日

但し、土日祝日及び8／13～16、12／29～1／3の間は、

3便×2（内外回り）＝計6便／日

運行期間：運行開始：平成29年4月1日

上記運行内容に改正：平成30年4月1日

時刻表及び運行経路：別紙のとおり

運賃：運行事業者の路線バス運賃に準じる。

○運行事業者：越後交通株式会社

平成10年に市街地を横断する形で運行を開始したシャトルバス「ちぢみの里～サンラックおぢや線」は越後交通株式会社が運行し、その後子会社となった越後柏崎観光バス株式会社が運行、平成25年以降は社名が北越後観光バス株式会社となり運行を継続してきた。平成29年4月1日から運行を開始した循環バスは、北越後観光バス株式会社が運行してきたが、平成29年10月1日にグループ親会社である越後交通株式会社と合併することとなった。

これまでの経緯と実績、市内の公共交通の現状を熟知し、地域住民の日常生活における交通手段確保のため市内バス路線を継続して運行してきた北越後観光バス株式会社の事業を引き継いだ越後交通株式会社が運行している。

○地域内フィーダー系統

地域間幹線系統「長岡～小千谷～十日町線」他市内バス路線の全てが停車する本町中央バス停で接続

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

小千谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

越後交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月 23 日 循環バス運行における大まかな計画について協議し合意を得る。 ・平成 28 年 6 月 2 日 運行内容、費用負担、運行事業者、計画全体について協議し、平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成 29 年 8 月 17 日 平成 30 年度 (H29. 10. 1~H30. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成 30 年 1 月 10 日 平成 29 年度事業評価について合意。 ・平成 30 年 2 月 21 日 事業評価に基づき平成 30 年度計画の一部変更 (H30. 4. 1~便数減及びダイヤ改正) について合意。 ・平成 30 年 6 月 21 日 平成 31 年度 (H30. 10. 1~R1. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成 30 年 12 月 25 日 平成 30 年度事業評価について合意。 ・令和元年 6 月 14 日 令和 2 年度 (R1. 10. 1~R2. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・令和 2 年 1 月 16 日 令和元年度事業評価について合意。 ・令和 2 年 6 月 17 日 令和 3 年度 (R2. 10. 1~R3. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意※書面決議 ・令和 2 年 12 月 24 日 令和 2 年度事業評価、バリアフリー化設備等整備事業評価について合意。 ・令和 3 年 3 月 16 日 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意 (書面決議) ・令和 3 年 6 月 28 日 令和 4 年度 (R3. 10. 1~R4. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意※書面決議 ・令和 3 年 12 月 21 日 令和 3 年度事業評価、バリアフリー化設備等整備事業評価、地域公共交通協議会の法定移行について合意。 ・令和 4 年 4 月 13 日 小千谷市地域公共交通協議会規約、副会長、監査員の任命、令和 4 年度事業計画、令和 4 年度歳入歳出予算について合意。 ・令和 4 年 6 月 日 小千谷市地域公共交通協議会規約の一部改正、令和 5 年度 (R4. 10. 1~R5. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画※書面決議 	
21. 利用者等の意見の反映状況	
本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。	
22. 協議会メンバーの構成員	
地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷市副市長
公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・越後交通株式会社小千谷営業所長 ・小千谷ハイヤー協会長 ・東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画戦略室長 ・国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 ・新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 ・小千谷市 建設課長

<p>公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷警察署交通課長 ・西小千谷地区町内会長協議会長 ・東小千谷地区町内会長協議会長 ・真人町里地振興協議会長 ・片貝町協議会長 ・学識経験者 ・国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 ・国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 ・新潟県長岡地域振興局 地域振興監 ・新潟県連合会 中越地域協議会小千谷支部 事務局長
-------------------------------	---

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県小千谷市城内1丁目13番20号

(所 属) 小千谷市観光交流課地域振興係

(氏 名) 吉田 奈美子

(電 話) 0258-83-3512

(E-mail) chiiki@city.ojiya.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。